

令和 7 年 7 月 9 日
教育委員会学校再編推進課

宇野中学校・玉中学校・日比中学校の再編準備委員会の設置について（報告）

玉野市教育委員会の方針として、令和 7 年 3 月に策定した「玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画」に基づき、宇野中学校・玉中学校・日比中学校の再編について、保護者や地域への説明会を踏まえ、令和 7 年 7 月に再編準備委員会を設置する。

1 説明会開催状況

	開催日	場所	対象	参加人数(人)
①	4 月 18 日（金）	日比小学校体育館	日比小学校 保護者	15
②	4 月 22 日（火）	玉小学校体育館	玉小学校 保護者	22
③	4 月 23 日（水）	ミネルバ	日比中学校 保護者	7
④	4 月 24 日（木）	ミネルバ	二日比小学校 保護者	12
⑤	4 月 28 日（月）	玉中学校少人数教室	玉中学校 保護者	5
⑥	4 月 30 日（水）	玉原小学校体育館	玉原小学校 保護者	23
⑦	5 月 15 日（木）	宇野中学校ミーティング ルーム	宇野中学校 保護者	8
⑧	5 月 16 日（金）	宇野小学校体育館	宇野小学校 保護者	11
⑨	5 月 20 日（火）	産業振興ビル	田井小学校 保護者	4
⑩	5 月 21 日（水）	築港小学校図工室	築港小学校 保護者	7
⑪	5 月 30 日（金）	田井公民館	田井地区 地域住民	10
⑫	5 月 31 日（土）	玉野備南高校	和田地区 地域住民	5
⑬	5 月 31 日（土）	すこやかセンター	玉・奥玉地区 地域住民	23
⑭	6 月 2 日（月）	日比公民館	向日比・日比・御崎・渋川地区 地域住民	16
⑮	6 月 4 日（水）	玉原公民館	玉原地区 地域住民	10
⑯	6 月 5 日（木）	産業振興ビル	築港・宇野・藤井地区 地域住民	7

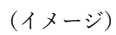
◆主な質問

- ・スクールバスの運行について（保護者・地域）
- ・自転車通学への安全対策について（保護者・地域）
- ・徒歩又は自転車通学の距離（6 km）の根拠について（保護者）
- ・準備委員会の委員の選出方法、情報発信について（保護者）

◆主な意見

- ・通学距離は坂道や道路事情を配慮してもらいたい。（保護者）
- ・玉第一隧道交差点付近は歩道がなく、通学路となることが想定されている横断歩道付近には、自転車の待機場所がないため危険である。（保護者）
- ・自転車・制服等の支給や購入補助を行ってもらいたい。（保護者）

- ## 2 再編準備委員会について
- ### <組織・体系図（案）>



<各部会の検討項目>

部会名	検討項目
総務部会	① 学校名、校章、校歌 ② 式典関係 ③ 財産処分 ④ 歴史継承 等
P T A 部会	① P T A 組織、役員、規約、予算等 ② P T A 財産の移管・処分等 ③ 学用品 ④ 制服・体操服 ⑤ 統合前の P T A の交流 等
学校運営部会	① 教育方針 ② 指導計画 ③ 研修計画 ④ 規律・きまり・校則 ⑤ 施設・設備 ⑥ 備品引継 ⑦ 統合前の交流・行事 ⑧ 地域活動 ⑨ 学校運営協議会 ⑩ 部活動
通学安全部会	① 通学路 ② スクールバス

3 再編準備委員会委員構成

	立場	人数（人）	人選方法
1	宇野中学校 校長	1	
2	宇野中学校 教頭	1	
3	玉中学校 校長	1	
4	玉中学校 教頭	1	
5	日比中学校 校長	1	
6	日比中学校 教頭	1	
7～8	宇野中学校 保護者代表	2	P T A 会長から推薦
9～10	玉中学校 保護者代表	2	P T A 会長から推薦
11～12	日比中学校 保護者代表	2	P T A 会長から推薦
13～14	田井小学校 保護者代表	2	P T A 会長から推薦
15～16	築港小学校 保護者代表	2	P T A 会長から推薦
17～18	宇野小学校 保護者代表	2	P T A 会長から推薦
19～20	玉小学校 保護者代表	2	P T A 会長から推薦
21～22	玉原小学校 保護者代表	2	P T A 会長から推薦
23～24	日比小学校 保護者代表	2	P T A 会長から推薦
25～26	二日比小学校 保護者代表	2	P T A 会長から推薦
27～29	宇野中学校区 地域代表	3	学校運営協議会委員の中から選出
30～31	玉中学校区 地域代表	2	学校運営協議会委員の中から選出
31～33	日比中学校区 地域代表	2	学校運営協議会委員の中から選出
34～37	行政職員	4	
	計	37	

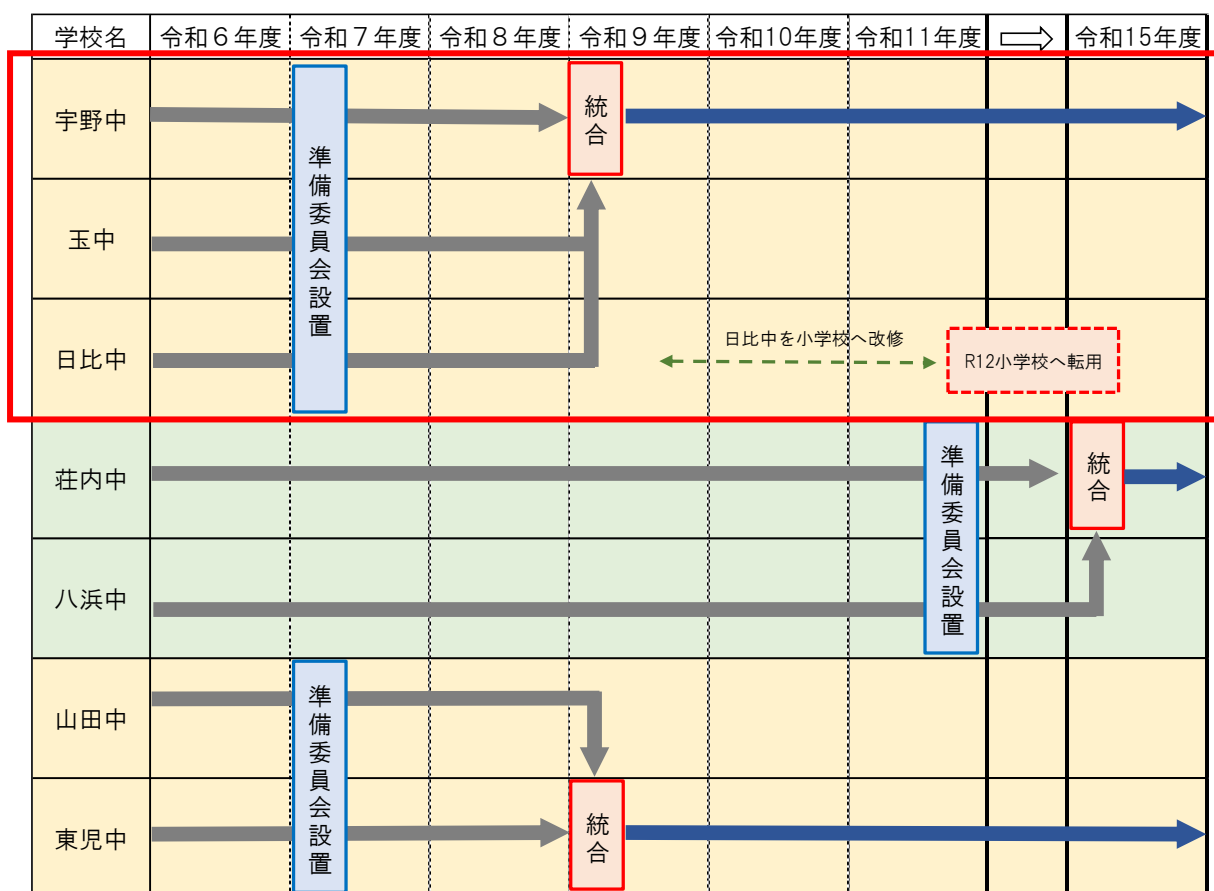
4 今後のスケジュール

令和7年6月議会
令和7年7月下旬

総務文教委員会協議会 準備委員会設置等報告
第1回準備委員会全体会及び各部会開催
以後、全体会については、年3回程度、各部会については、月1回～2回程度開催（予定）

（参考：「玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画」抜粋）

<中学校>



(設置)

第 1 条 玉野市立小中学校の再編を円滑に推進し、学校、保護者及び地域が協働して再編の準備や諸課題について協議を行うため、玉野市立小中学校再編準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(設置の時期)

第 2 条 準備委員会の設置の時期は、玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画に記載された再編時期を考慮し、教育委員会が決定する。

(所掌事務)

第 3 条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議し、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育活動等に関すること。
- (2) 児童生徒の指導に関すること。
- (3) 通学方法及び安全確保等に関すること。
- (4) P T A 組織及び運営等に関すること。
- (5) 学校の所有する財産に関すること。
- (6) 再編に係る式典及び行事に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、再編に必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 準備委員会は、再編後の学校区ごとに設置するものとし、50 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係学校の長及びその推薦を受けた関係学校の教職員
- (2) 関係学校の保護者の代表者
- (3) 関係学校の学校運営協議会の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、準備委員会の設置時から所掌事務が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 再編後も継続した協議が必要な場合は、準備委員会と教育委員会で協議の上、継続協議する内容及び組織体制等を決定する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 準備委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 準備委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

6 教育委員会は、議事の概要を市民及び関係者に周知するものとする。ただし、第3項ただし書の規定により会議を非公開とした場合を除く。

(部会の設置)

第7条 準備委員会の効率的な運営を図るため、次に掲げる部会を置くこととし、第3条各号に定める事項について調査、検討及び協議を行い、その結果を準備委員会に報告するものとする。

(1) 総務部会

(2) PTA部会

(3) 学校運営部会

(4) 通学・安全部会

2 部会は、委員で組織する。

3 部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

4 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により決定する。

(部会の構成及び会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

5 部会長は、調査、検討及び協議の結果を準備委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第10条 委員は、無報酬とする。

(庶務)

第11条 準備委員会の庶務は、教育委員会学校再編推進課において処理する。

2 部会の庶務は、教育委員会学校再編推進課及び部会において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(特例措置)

2 この要綱の施行日以後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、準備委員会が解散した日の翌日にその効力を失う。

別表（第7条関係）

部会名	所掌事務
総務部会	1 学校の名称、校章、校歌等に関する事。 2 式典に関する事。 3 歴史、財産に関する事。 4 他の部に属さない事項に関する事。 5 その他再編に必要な事項に関する事。
P T A部会	1 組織の統合、役員選出に関する事。 2 規約、規定の見直しに関する事。 3 P T Aの財産の引継ぎに関する事。 4 再編前の交流、事業、行事に関する事。 5 制服、体操服等に関する事。 6 その他再編に必要な事項に関する事。
学校運営部会	1 学校運営、教育内容に関する事。 2 学校の施設、設備に関する事。 3 備品の引継ぎに関する事。 4 再編前の交流、事業、行事に関する事。 5 地域交流に関する事。 6 その他再編に必要な事項に関する事。
通学・安全部会	1 通学路に関する事。 2 通学方法に関する事。 3 スクールバスの運行に関する事。 4 通学路の交通安全、防犯対策に関する事。 5 その他再編に必要な事項に関する事。